

平成 28 年 2 月 5 日
国土交通省航空局

破壊措置命令に係るノータム発出について

本日、防衛大臣よりミサイル破壊措置命令が出されたことに伴い、防衛省からの依頼を受け、別添 1～4 のとおりノータムを発出いたしましたのでお知らせいたします。

【ノータムの内容】

平成 28 年 2 月 8 日～25 日の毎日 06：30～13：30 の間

1. 我が国の飛行情報区(福岡 F I R)全域を対象に P A C - 3 の展開地について注意喚起を実施(別添 1)
2. 沖縄県の P A C - 3 展開地から半径 30 k m の空域における有視界飛行方式(V F R)機の飛行自粛要請を実施(別添 2、3)
3. 宮古島、石垣島及び下地島上空等の P A C - 3 展開地点周辺空域(航空交通管制圏を除く)を飛行する場合は、航空自衛隊の警戒管制部隊と通信設定をとる(別添 4)

【連絡先】

国土交通省航空局安全部安全企画課 山崎・野崎・近藤

TEL: 03-5253-8111(代)

内線: 48286, 48197, 48285

TEL: 03-5253-8696(直)